

第2号議案

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成24年5月定例府議会提出に係る次の議案について、異議がない旨を回答したことを承認する。

平成24年5月16日

大阪府教育委員会

(事件議決案)

懲戒免職処分に係る取消請求に関する和解の件

[根拠規定]

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

(事務の専決及び代決)

第五条 第三条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第七条 (略)

2 第五条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○事件議決案

件名	概要
懲戒免職処分に係る取消請求に関する和解の件	教育委員会が平成21年1月15日付けで懲戒免職処分を行った元府立高等学校教諭から提起された懲戒免職処分取消訴訟に関する和解について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行うもの。